

米子市要介護認定調査システム導入業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、米子市要介護認定調査システム導入業務委託に係る公募型プロポーザルの実施にあたり、プロポーザルに参加した事業者（以下「参加者」という。）の中から優先交渉権者を選定するための審査方法について、審査項目等審査にあたり必要となる事項を定めるものである。

2 審査の概要

審査は、以下のとおり行う。

実施手順		実施者	審査方法等
1	参加資格審査	事務局	参加資格の確認
2	一次審査（書類審査）	事務局	企画提案書等による評価
3	二次審査（プレゼンテーション審査）	選定委員会	企画提案内容・ヒアリング等による評価
4	優先順位付け	事務局	各審査における評価点の集計・比較
5	優先交渉権者の選定	選定委員会	

3 参加資格審査

提出された書類により、実施要領に示す参加資格等を満たしているかどうか、事務局が確認を行う。なお、審査基準は、次のとおりとする。

- ・参加資格及び機能要件を満たしているか。
- ・必要書類、記載事項が整っているか。

4 一次審査（書類審査）

- (1) 参加者から提出された企画提案書等について、別紙「米子市要介護認定調査システム導入業務委託に係るプロポーザル配点表」（以下「配点表」という。）に基づき、事務局が採点を行う。

なお、参加申込みが4者以上の場合は、この書類審査により、評価点の高い上位3者をプレゼンテーション参加者（一次審査通過者）として選定するものとする。

- (2) 機能要件評価については、機能要件一覧に対し以下の計算式を元に評価点を算出する。

$$\text{評価点} = \{(\text{「○」の選択数} \times 1.0 + \text{「△」の選択数} \times 0.7 + \text{「×」の選択数} \times 0.0)\} \div 25 \\ \text{項目} \times 30 \text{点}$$

※小数点以下は、切捨てとする。

- (3) 価格評価については、構築費用（ただし、「米子市要介護認定調査システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領」の「別紙2 機能要件一覧」に記載の追加費用を除く。）、運用保守費用ごとに、見積書に提示された価格が最低である参加者を1位とし、それぞれ10点を付与するものとし、他の参加者の得点は、以下の計算式を元に、1位の価格（最

低提案価格）との比率により評価点を算出する。

$$\text{評価点} = (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) \times 10 \text{点}$$

※小数点以下は、切り捨てとする。

5 二次審査（プレゼンテーション審査）

- (1) プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、米子市要介護認定調査システム導入業務委託プロポーザル選定委員会（企画提案評価員）が、別紙「配点表」に基づき、提案内容の評価及び採点を行う。
- (2) 提案内容については、別紙「配点表」の審査基準を参考としながら5段階で評価を行い、審査項目ごとに以下の計算式を元に評価点を算出する。

$$\text{評価点} = \text{各審査項目の配点} \times \text{評価係数}$$

なお、評価係数は、次の表のとおりとする。

評価の内容	評価係数
審査基準をほぼ完全に達成しており、極めて優秀である。	1.0
審査基準を十分に達成しており、優秀である。	0.8
審査基準を概ね達成している。	0.6
不十分なところもあるが、審査基準を最低限達成している。	0.4
審査基準を達成していない。	0.2
記載がない。	0.0

6 優先順位付け

- (1) 書類審査及びプレゼンテーション審査による評価点の総合計で順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。
- (2) 参加者の評価点の平均点が満点の6割を下回る場合は、優先交渉権者となることができないものとする。
- (3) 総合評価点が最も高い者が2者以上いる場合は、当該者のうち見積価格の最も低い者を優先交渉権者とする。